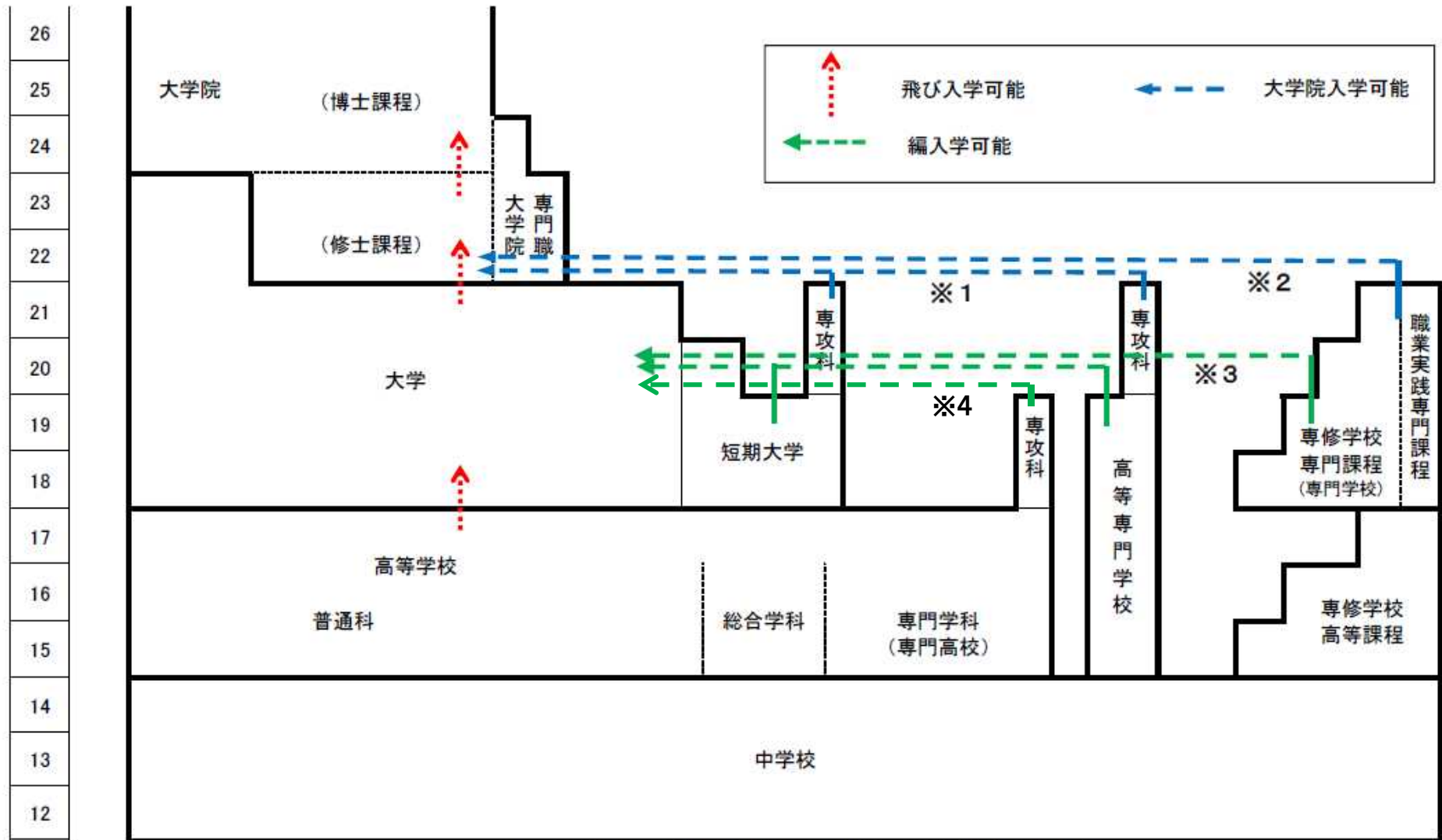


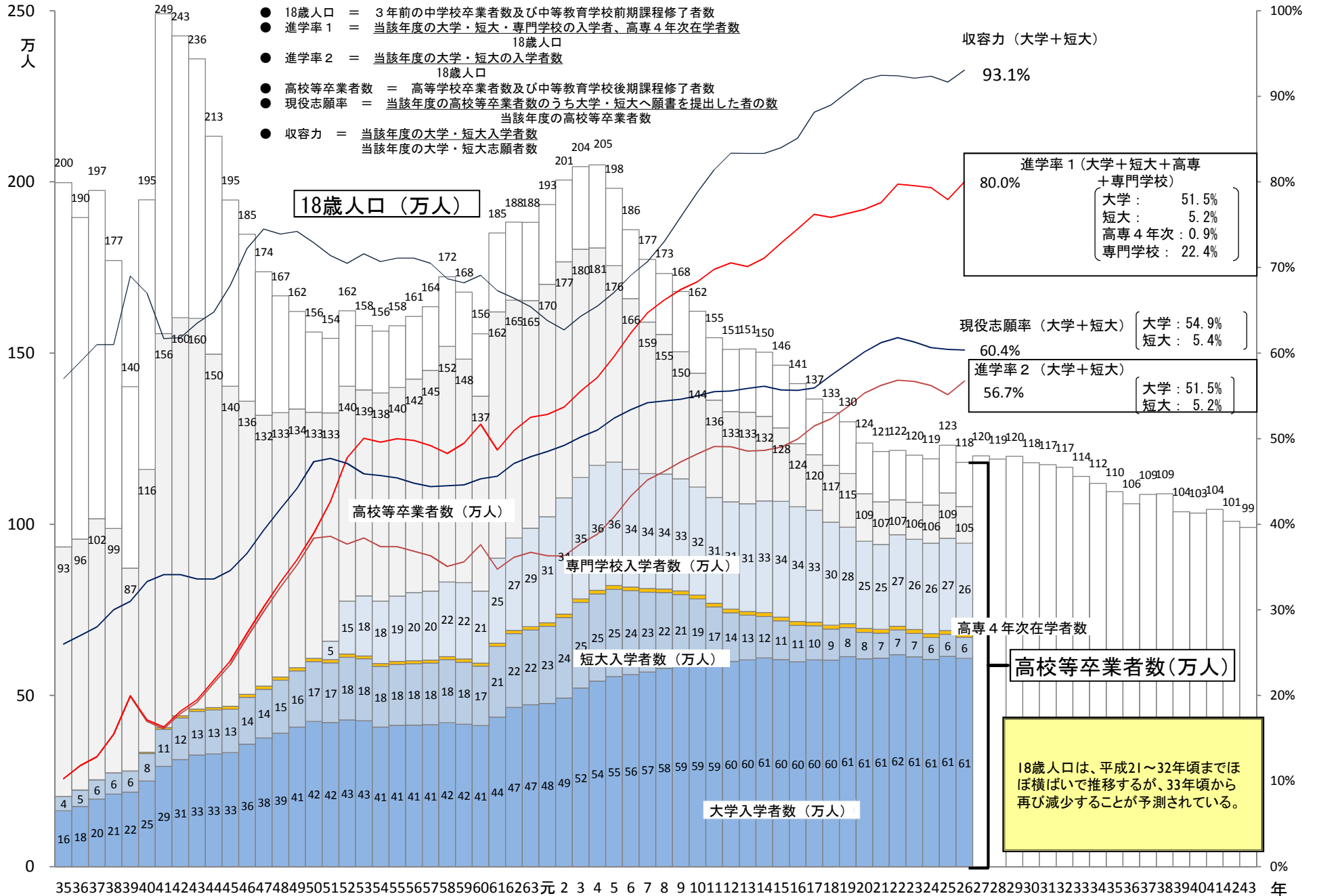
# 我が国における高等教育段階の 職業教育に関する基礎資料

# 日本の高等教育、職業教育に関する主な学校体系



- ※1 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ※2 文部科学大臣が指定する専門学校（修業年限が4年以上等）を修了した者
- ※3 修業年限が2年以上で総授業時間数が1,700時間以上又は62単位以上の専門学校を修了した者
- ※4 修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者（平成28年4月1日施行）

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



# 各高等教育機関の学生数・設置者別学校数（平成26年5月1日現在）

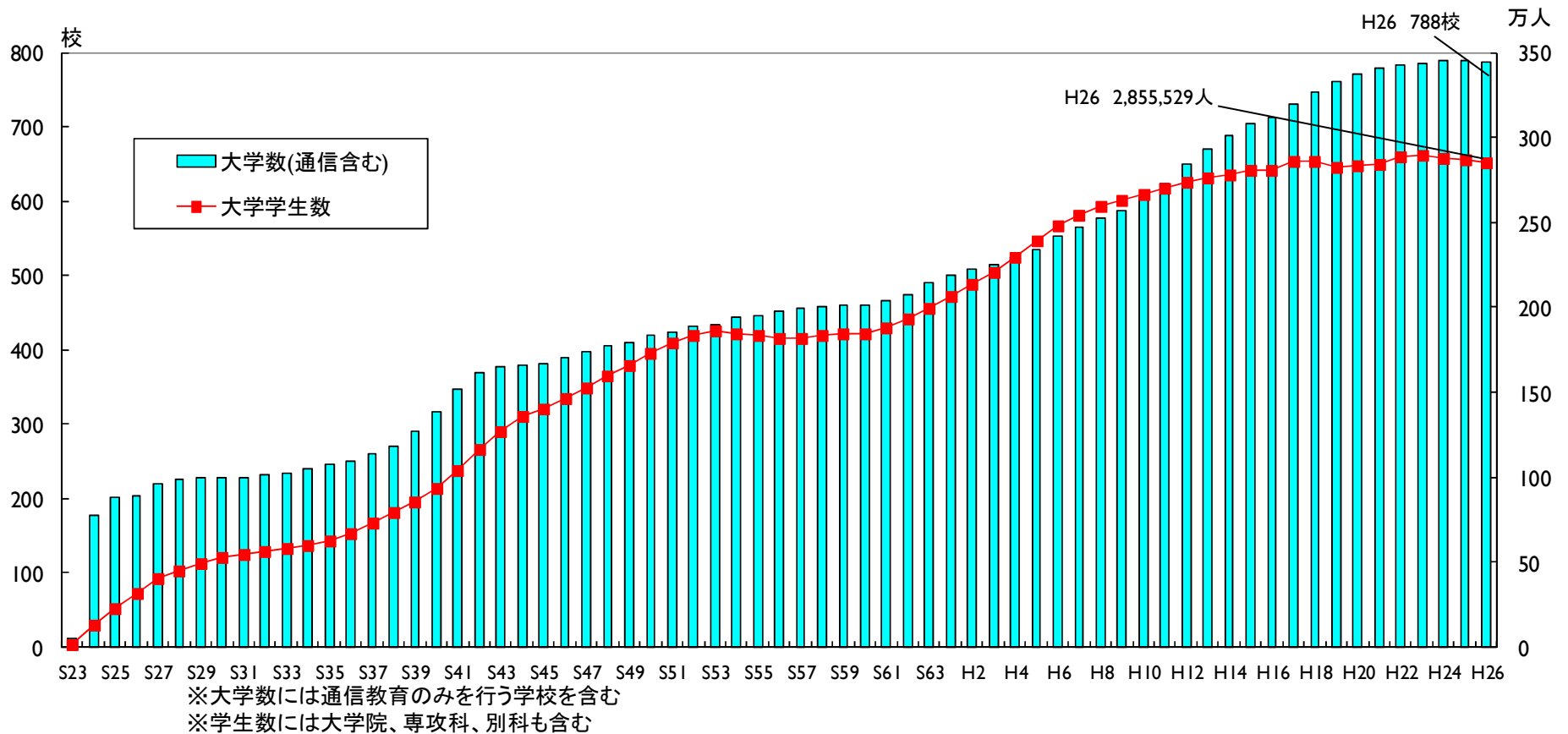
## <学生数>

	計	国立	公立	私立
大学	2,855,529	612,509	148,042	2,094,978
大学院	42,081	25,485	1,916	14,680
短期大学	136,534	—	7,388	129,146
高等専門学校	57,677	51,725	3,834	2,118
専門学校	588,888	335	25,697	562,856

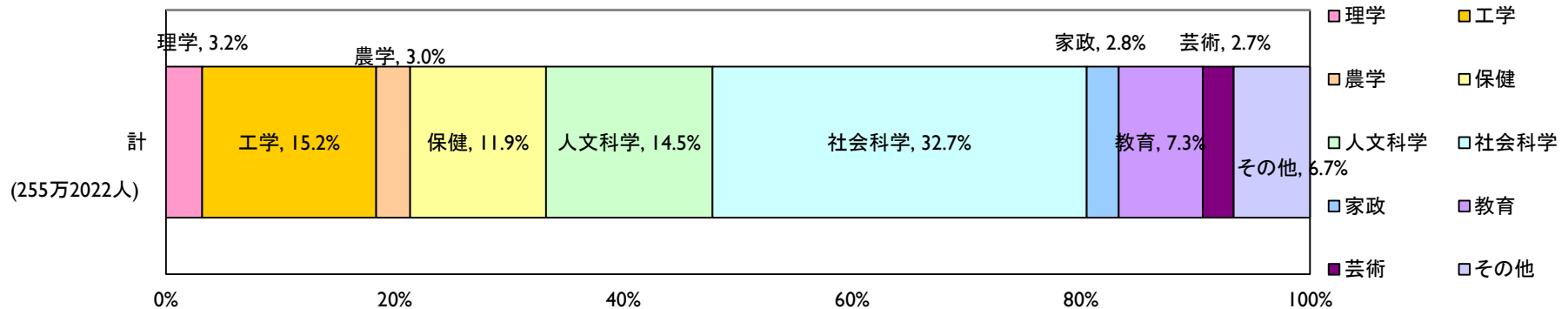
## <学校数>

	計	国立	公立	私立
大学(大学院含む)	781	86	92	603
短期大学	352	—	18	334
高等専門学校	57	51	3	3
専門学校	2814	10	192	2612

# 大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合

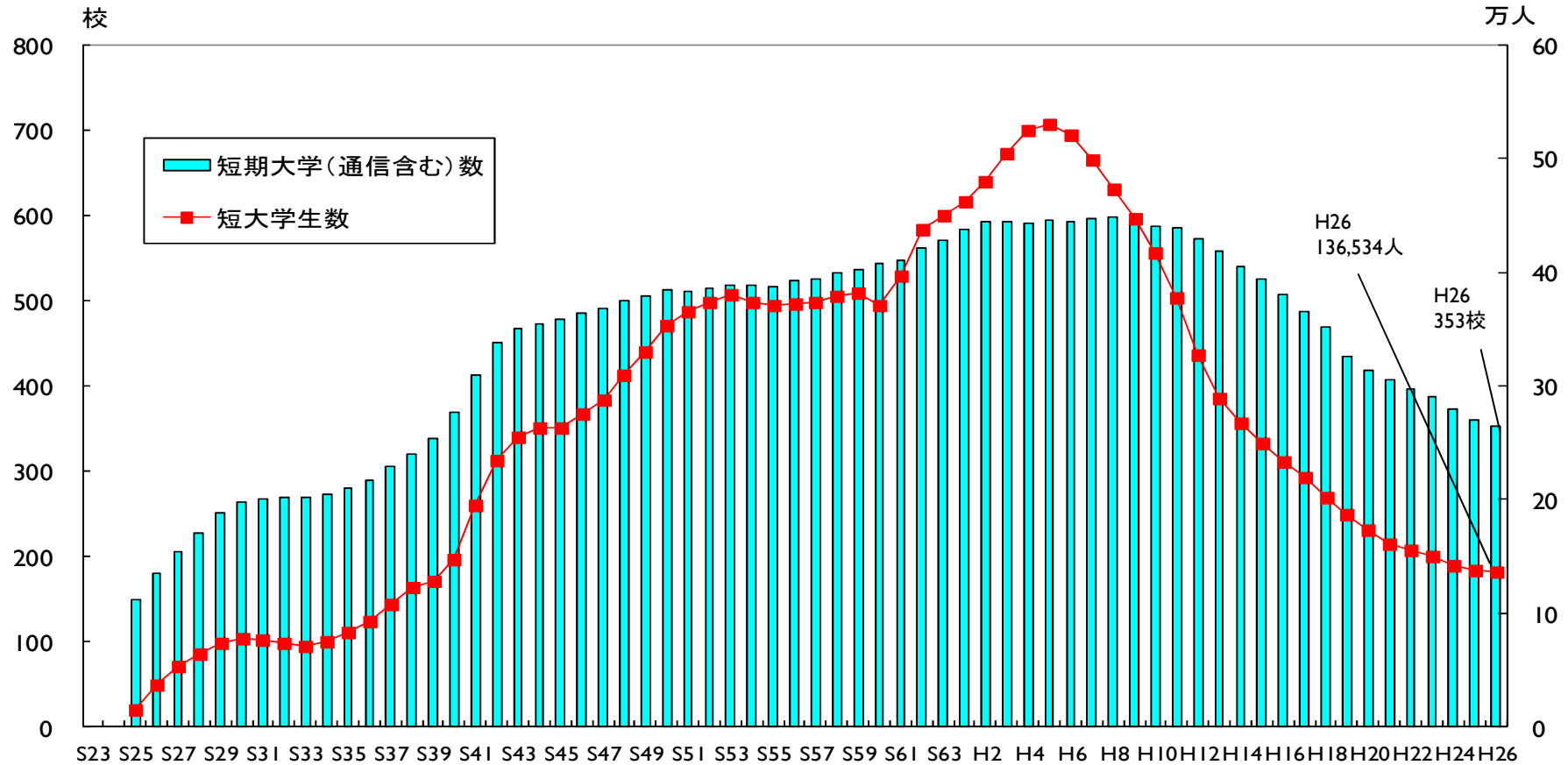


## 【学科別学生割合】

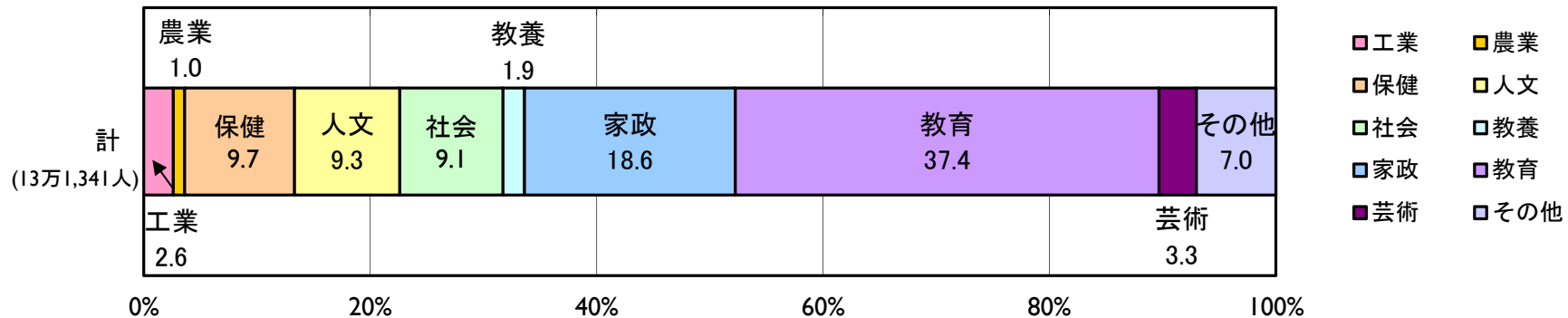


出典:「学校基本統計」「全国大学一覧」

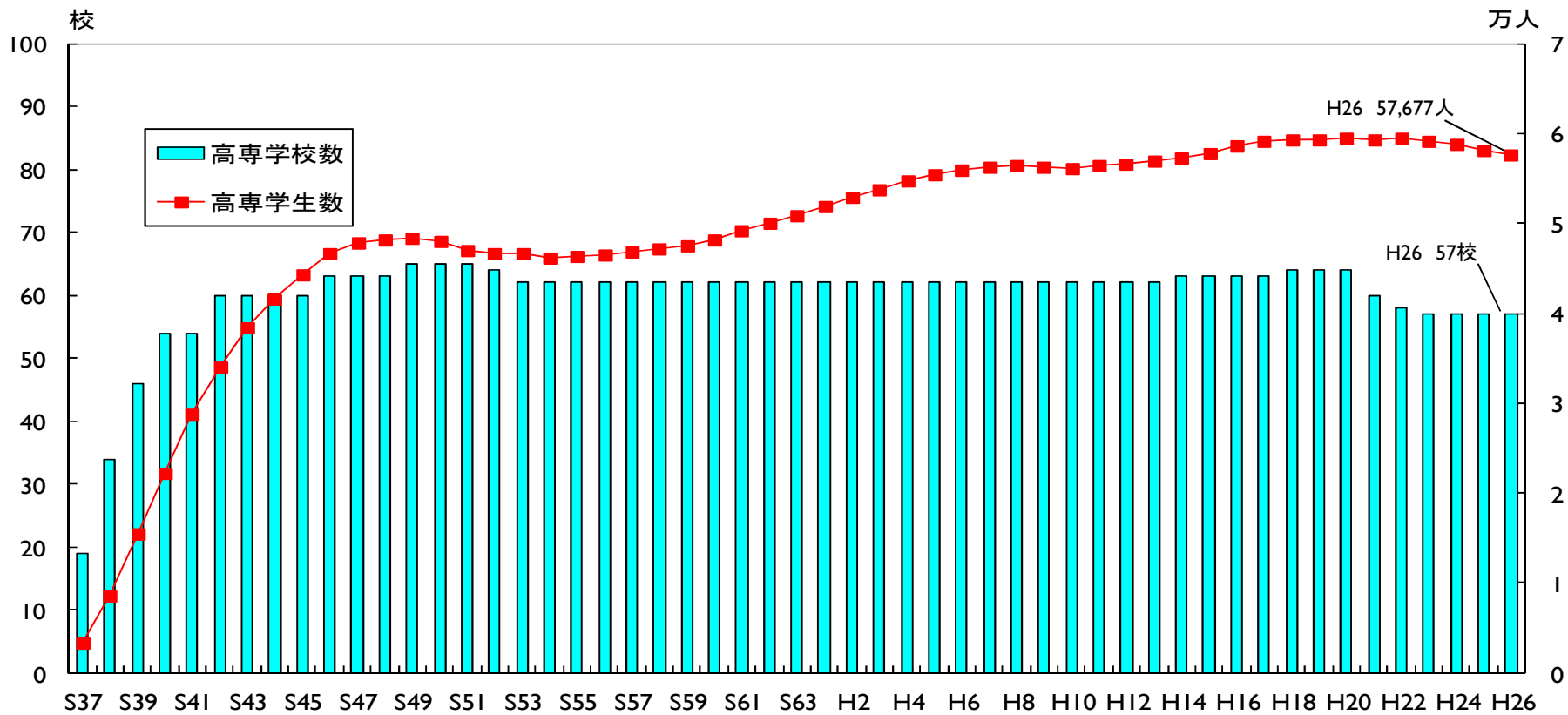
# 短期大学の学校数・学生数の推移/学科別学生割合



## 【学科別学生割合】

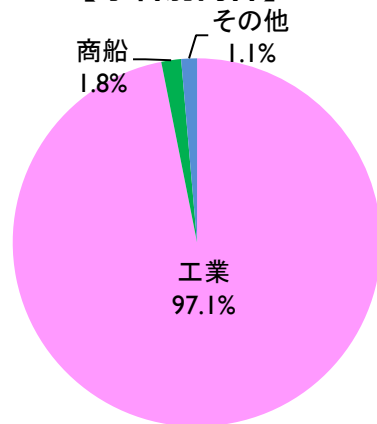


# 高等専門学校の学校数・学生数の推移/学科別割合

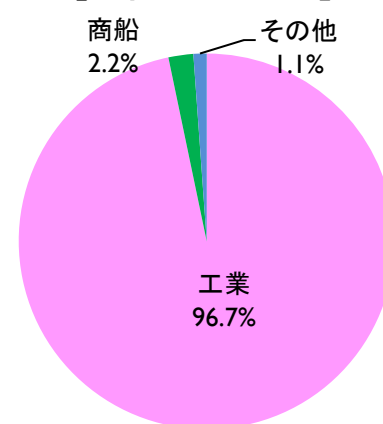


※学生数には専攻科及び聴講生・研究生も含む

【学科別割合】

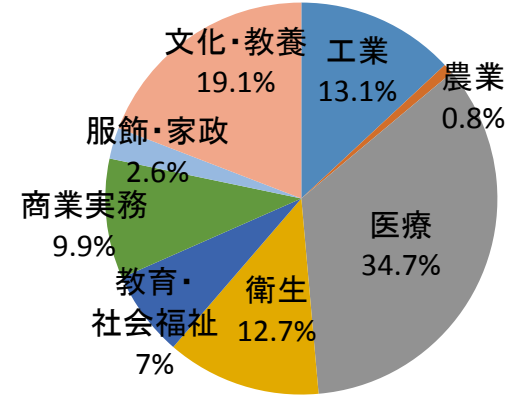
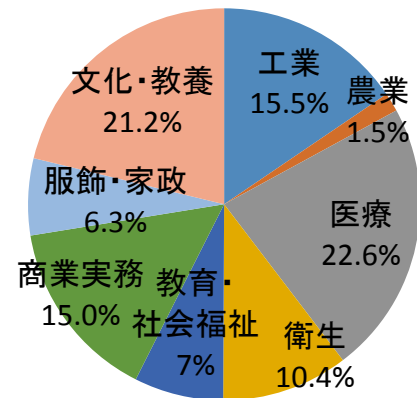
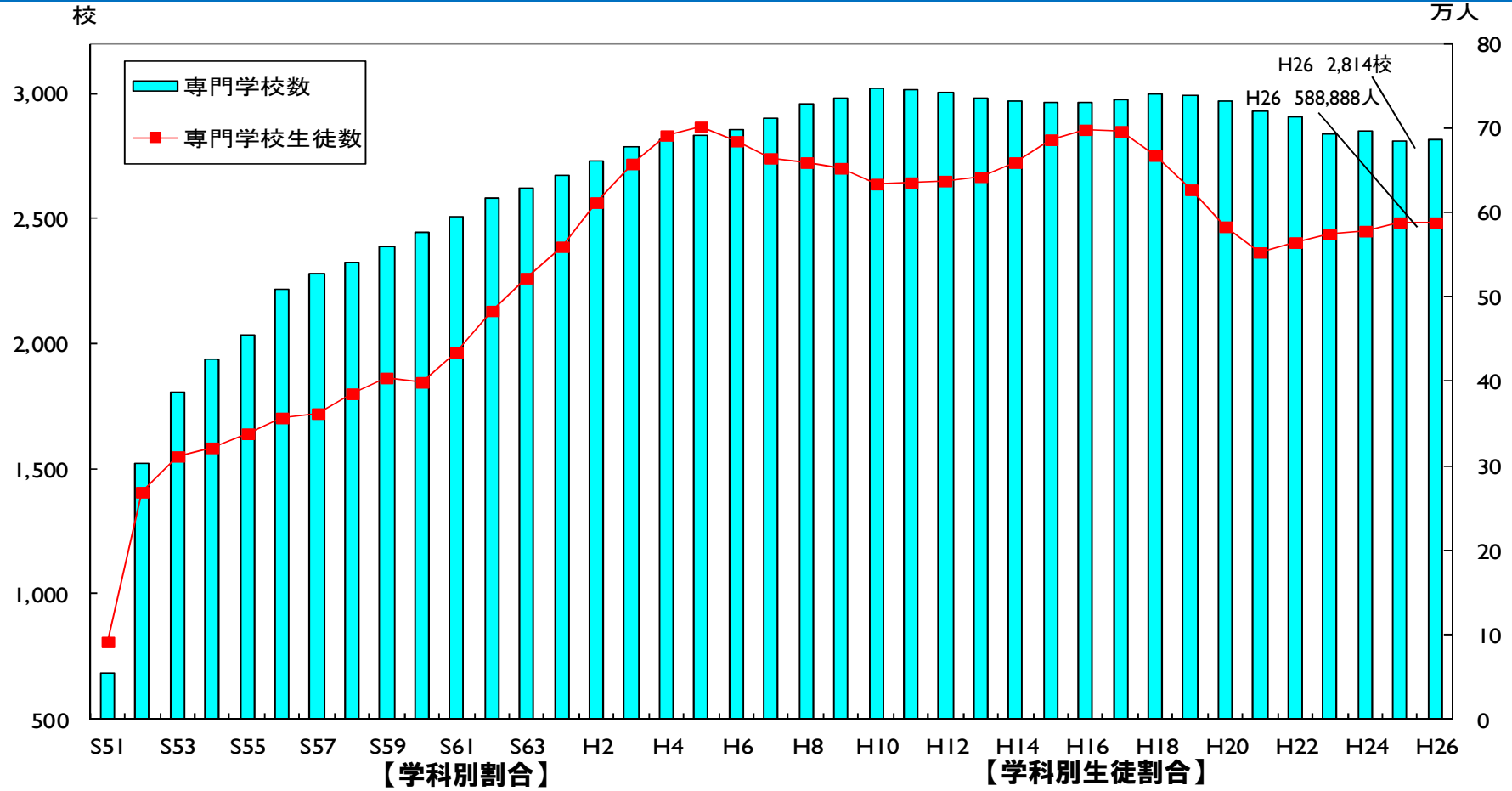


【学科別学生割合】



出典:「学校基本統計」及び文部科学省調べ

# 専門学校の学校数・生徒数の推移/学科別割合

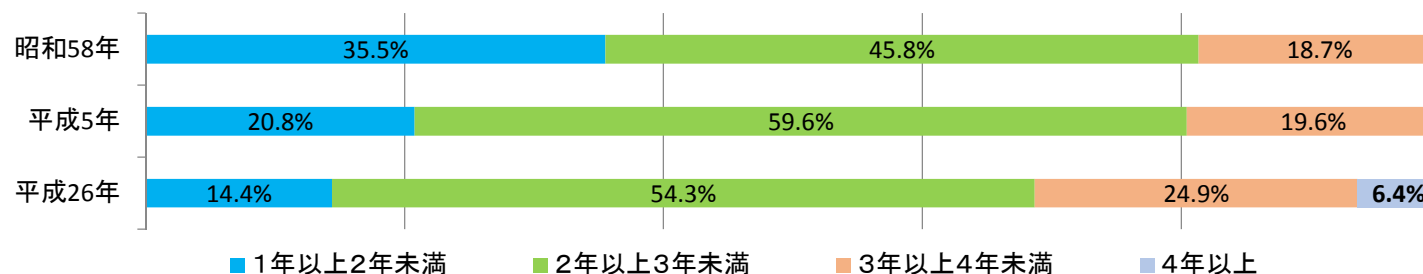




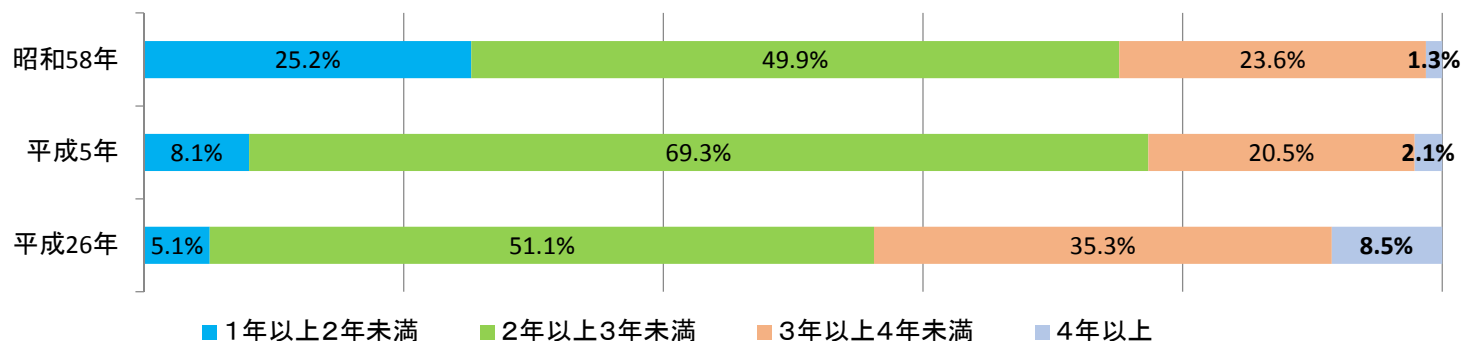
## 専門学校の修業年限別生徒数及び学科数

修業年限	学科数	学生数(人)
1年以上2年未満	1,176 (14.4%)	29,887 (5.1%)
2年以上3年未満	4,432 (54.3%)	301,203 (51.1%)
3年以上4年未満	2,035 (24.9%)	207,616 (35.3%)
4年以上	523 (6.4%)	50,182 (8.5%)

【専門学校における修業年限別学科数の割合の推移】



【専門学校における修業年限別生徒数の割合の推移】



※ 表及びグラフにおける数値は専門課程、高等課程、一般課程を含む

出典：学校基本統計

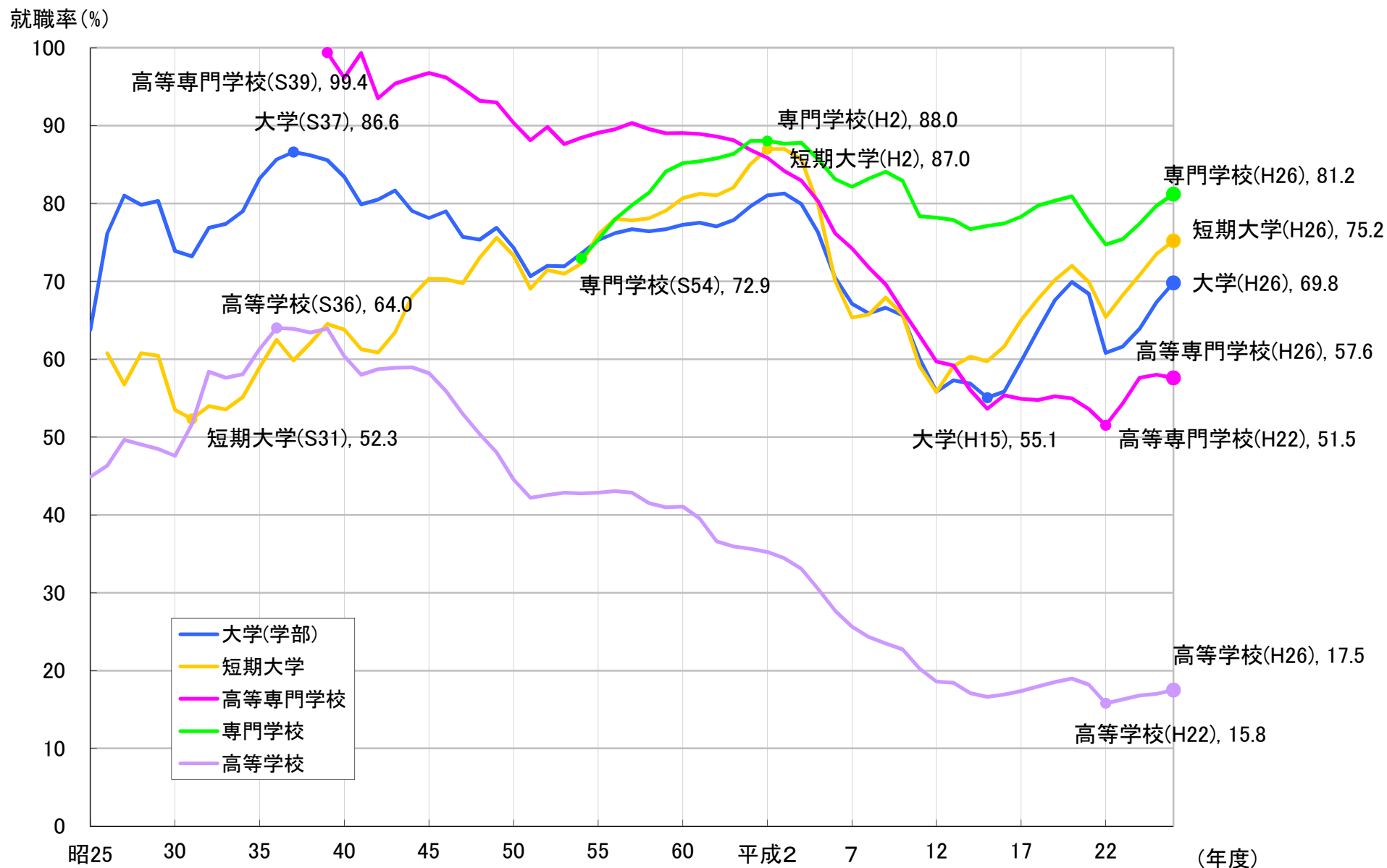
## ○新規学卒者の進路別就職率等について(平成26年度)

	新規学卒者(人)(a)	就職者(人)(b)	就職率(b)/(a)	就職者全体(A)に占める割合(b)÷(A)
大学	565,573	394,768	69.8%	56.6%
大学院 (修士・博士・専門職)	96,768	68,452	70.7%	9.8%
短期大学	58,794	44,236	75.2%	6.3%
高等専門学校	10,307	5,941	57.6%	0.9%
専修学校(専門課程)	226,892	184,251	81.2%	26.4%
計	958,334	697,648 (A)		100%

## ○新規高等学校卒業者の進路別人数の増減について

新規高卒者の進路	平成3(1991)年度 (人)(A)	平成26(2014)年度 (人)(B)	人数の増減	
			人数(人) (B-A)	増減率
大学	330,509	510,381	179,872	54.4%
短期大学	231,784	57,201	△174,583	△75.3%
専門課程	268,695	187,151	△81,544	△30.3%
就職者	623,412	191,006	△432,406	△69.4%
新規高卒者の全体数	1,829,085	1,097,593	△731,492	△40.0%

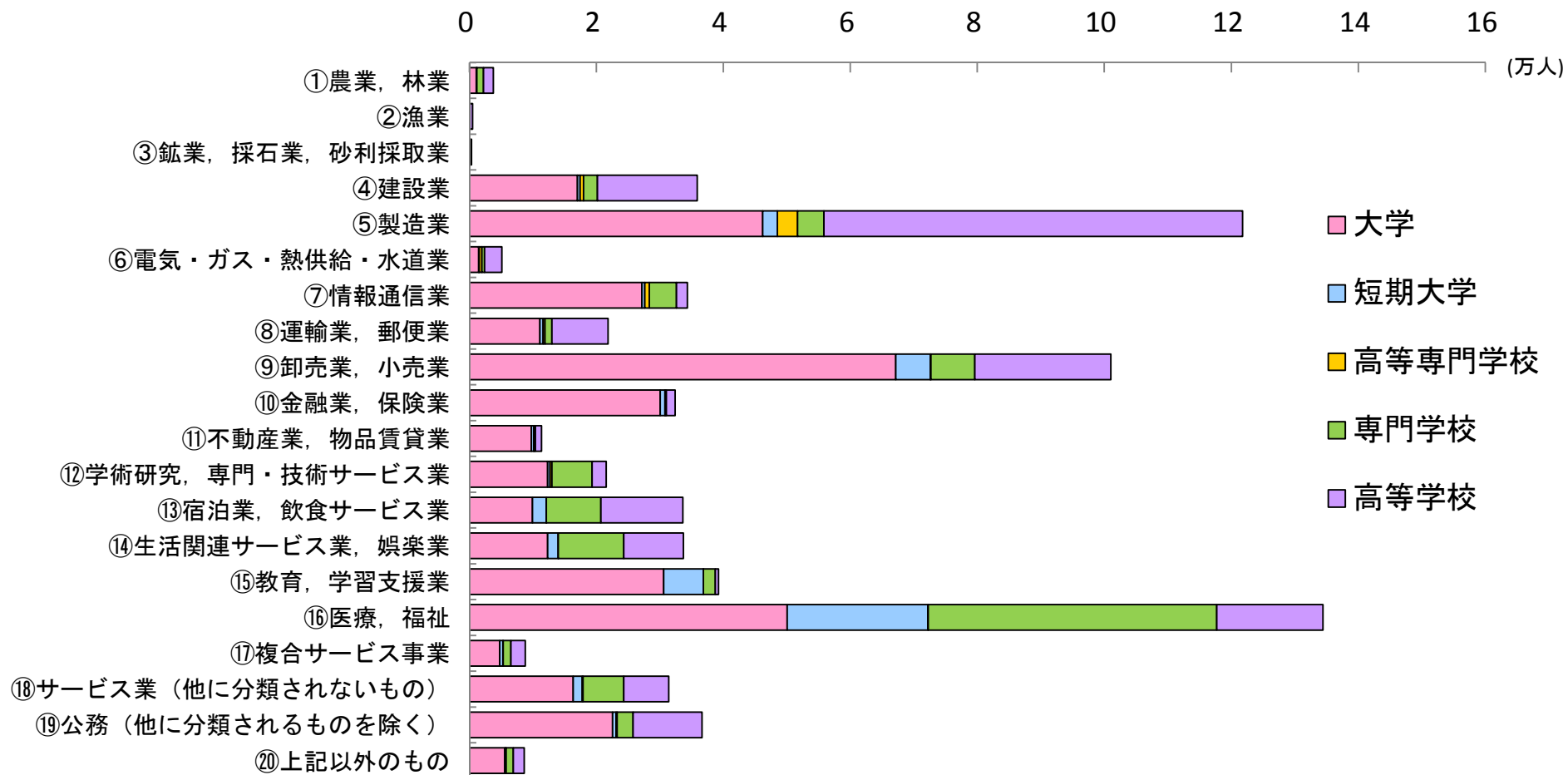
# 卒業者に占める就職者の割合の推移(学校種別)



※ 就職率は、各学校段階卒業後すぐに就職した者の割合を示す。  
 ※ 就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料：文部科学省「学校基本調査」

# 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校卒業者の産業別就職者数



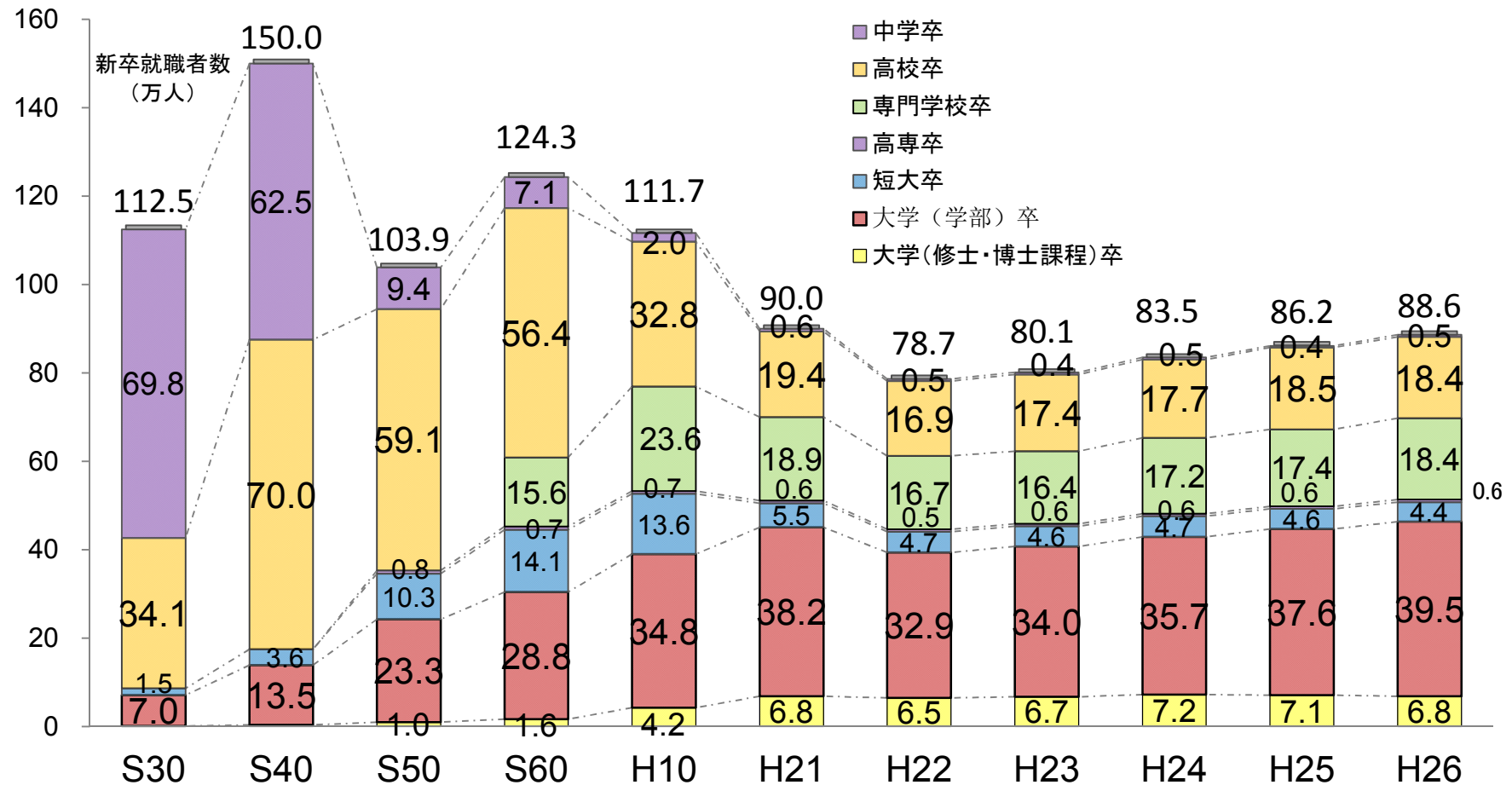
【参考：各学校種ごとの産業別就職者数】

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	合計	
大 学	1,109	85	98	17,033	46,212	1,492	27,157	11,138	67,152	30,082	9,787	12,330	9,953	12,329	30,622	50,063	4,800	16,352	22,556	5,607	375,957
短 期 大 学	97	6	6	435	2,319	90	494	492	5,474	757	374	405	2,168	1,688	6,228	22,191	478	1,436	553	162	45,853
高 等 専 門 学 校	2	1	8	528	3,162	422	689	288	60	4	23	256	10	12	11	11	49	144	153	21	5,854
専 門 学 校	1,011	10	13	2,170	4,158	409	4,271	1,082	6,926	189	217	6,335	8,593	10,284	1,880	45,438	1,246	6,382	2,540	1,128	104,282
高 等 学 校	1,572	437	225	15,728	65,921	2,732	1,744	8,835	21,436	1,369	981	2,247	12,913	9,388	497	16,734	2,239	7,079	10,860	1,719	184,656

注：平成25年3月卒業者のデータ

出典：平成25年度学校基本統計（専門学校：平成25年度文部科学省調査）

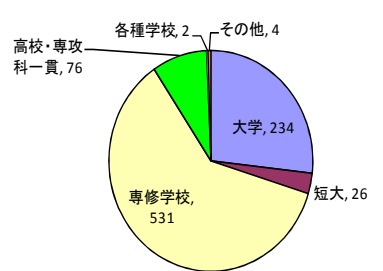
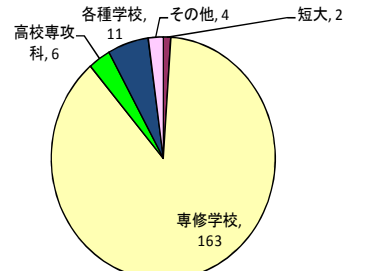
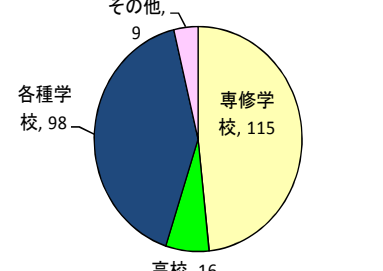
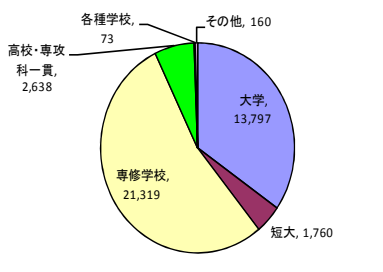
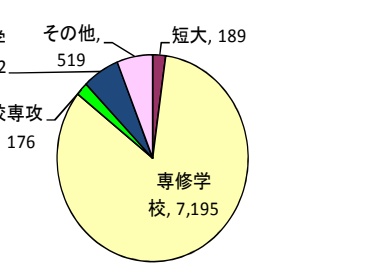
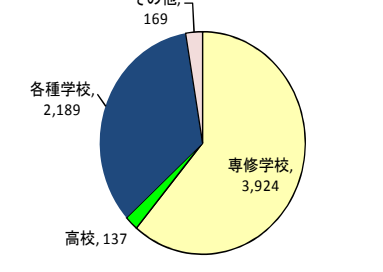
# 新卒就職者数の推移



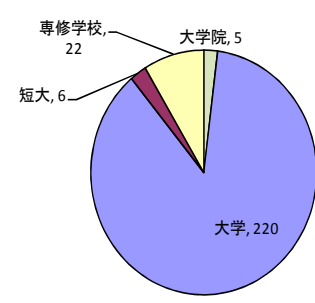
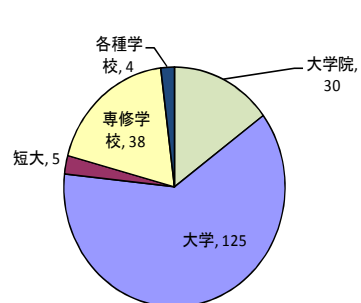
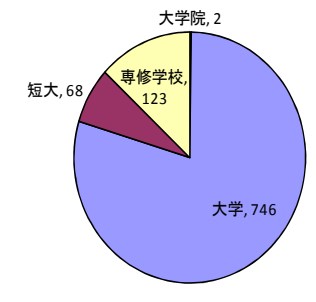
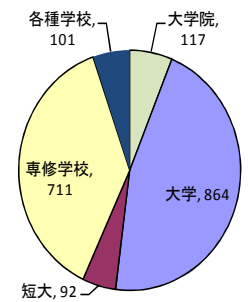
※文部科学省「学校基本統計」の各年度の「就職者数」を集計したもの(「一時的な仕事に就いた者」は含まない)。  
 ※折れ線グラフの「就職率」は「就職者数」/(「就職者数」「一時的な仕事に就いた者」「就職も進学もしていない者」の合計)により便宜的に算出したもの。

# 主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等

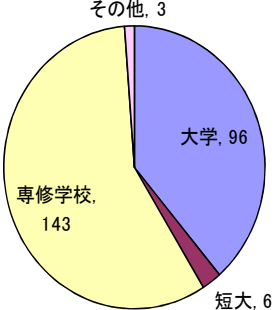
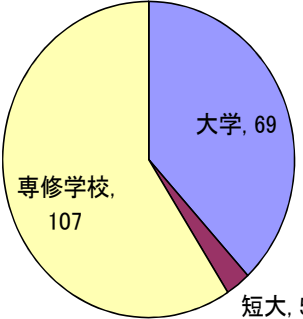
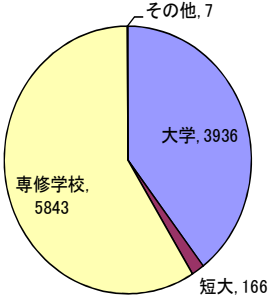
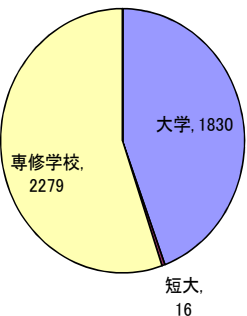
## 1) 看護系①

	看護師	准看護師	
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○文部科学大臣の指定した大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者 ○文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 ○都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者 ○免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、上記の大学、学校又は養成所において2年以上修業した者	○文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者 ○都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 ○看護師国家試験の受験資格を有する者	
<b>養成施設の種類</b>	(3年課程)*高校・専攻科一貫教育校(5年課程)含む 大学 短大 専修学校 高校・専攻科一貫教育校 各種学校 その他の養成施設	(2年課程) 短大 専修学校 高校専攻科 各種学校 その他の養成施設	
<b>養成施設数</b>	3年課程の養成施設合計: 873施設 	2年課程の養成施設合計: 186施設 	2年課程の養成施設合計: 238施設 
<b>養成施設ごとの就業者数等</b>	平成26年度に3年課程を卒業・就業した看護師総数: 39,747人 	平成26年度に2年課程を卒業・就業した看護師総数: 8,621人 	平成26年度に卒業・就業した准看護師総数: 6,419人 

1)看護系②

	保健師	助産師																						
<p><b>国家試験受験資格の取得要件</b></p> <p>(外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)</p>	<p>○文部科学大臣の指定した学校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</p> <p>○都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者</p> <p>※保健師免許を受けるには、保健師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。</p>	<p>○文部科学大臣の指定した学校において1年以上助産に関する学科を修めた者</p> <p>○都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者</p> <p>※助産師免許を受けるには、助産師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。</p>																						
<p><b>養成施設の種類</b></p>	<p>大学院 大学 短大 専修学校</p>	<p>大学院 大学 短大 専修学校 各種学校</p>																						
<p><b>養成施設数</b></p>	<p>合計:253施設</p>  <table border="1"> <caption>養成施設数 (保健師)</caption> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	数	大学	220	専修学校	22	短大	6	大学院	5	<p>合計:202施設</p>  <table border="1"> <caption>養成施設数 (助産師)</caption> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>各種学校</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	数	大学	125	専修学校	38	大学院	30	短大	5	各種学校	4
施設種類	数																							
大学	220																							
専修学校	22																							
短大	6																							
大学院	5																							
施設種類	数																							
大学	125																							
専修学校	38																							
大学院	30																							
短大	5																							
各種学校	4																							
<p><b>養成施設ごとの就業者数等</b></p>	<p>平成26年度に卒業・就業した保健師総数:939人</p>  <table border="1"> <caption>養成施設ごとの就業者数等 (保健師)</caption> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>746</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	数	大学	746	専修学校	123	短大	68	大学院	2	<p>平成26年度に卒業・就業した助産師総数:1,885人</p>  <table border="1"> <caption>養成施設ごとの就業者数等 (助産師)</caption> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>864</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>711</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>各種学校</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	施設種類	数	大学	864	専修学校	711	大学院	117	短大	92	各種学校	101
施設種類	数																							
大学	746																							
専修学校	123																							
短大	68																							
大学院	2																							
施設種類	数																							
大学	864																							
専修学校	711																							
大学院	117																							
短大	92																							
各種学校	101																							

## 2)リハビリ医療系

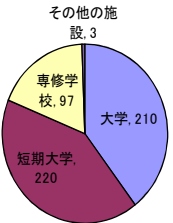
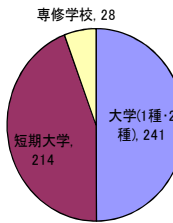
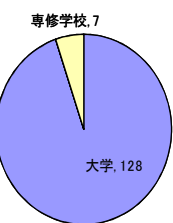
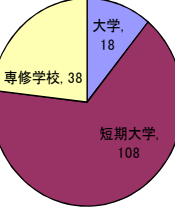
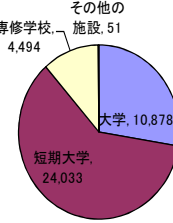
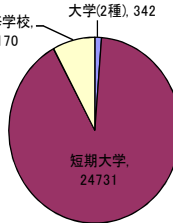
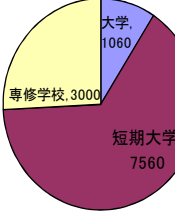
	理学療法士	作業療法士																		
<b>国家試験受験資格の取得要件</b> (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○作業療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、2年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○理学療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、2年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの																		
<b>養成施設の種類</b>	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設																		
<b>養成施設数</b>	合計:248施設  <table border="1"> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>96</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>143</td></tr> <tr><td>短大</td><td>6</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td></tr> </table>	施設種類	数	大学	96	専修学校	143	短大	6	その他	3	合計:181施設  <table border="1"> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>69</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>107</td></tr> <tr><td>短大</td><td>5</td></tr> </table>	施設種類	数	大学	69	専修学校	107	短大	5
施設種類	数																			
大学	96																			
専修学校	143																			
短大	6																			
その他	3																			
施設種類	数																			
大学	69																			
専修学校	107																			
短大	5																			
<b>養成施設ごとの資格取得者数</b>	平成26年度の試験合格者総数:9,952人  <table border="1"> <tr><th>施設種類</th><th>取得者数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>3,936</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>5,843</td></tr> <tr><td>短大</td><td>166</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7</td></tr> </table>	施設種類	取得者数	大学	3,936	専修学校	5,843	短大	166	その他	7	平成26年度の試験合格者総数:4,125人  <table border="1"> <tr><th>施設種類</th><th>取得者数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>1,830</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>2,279</td></tr> <tr><td>短大</td><td>16</td></tr> </table>	施設種類	取得者数	大学	1,830	専修学校	2,279	短大	16
施設種類	取得者数																			
大学	3,936																			
専修学校	5,843																			
短大	166																			
その他	7																			
施設種類	取得者数																			
大学	1,830																			
専修学校	2,279																			
短大	16																			



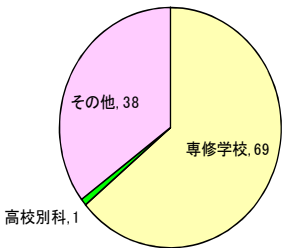
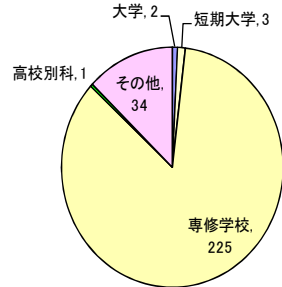
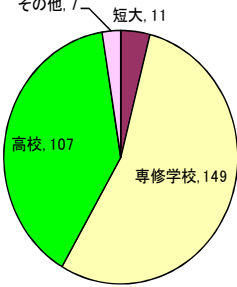
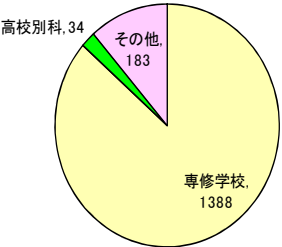
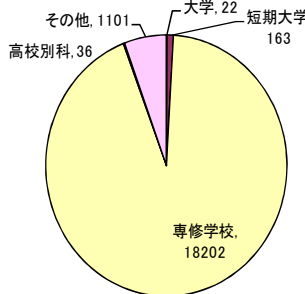
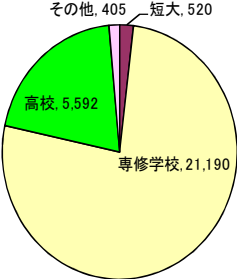
3) 福祉系

	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
資格の取得要件	<p>○大学の入学資格を有する者であつて、介護福祉士養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(注1)</p> <p>○大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者であつて、介護福祉士養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(注1)</p> <p>○大学の入学資格を有する者であつて、保育士養成施設又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(注1)</p> <p>○3年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者(注2)</p> <p>○高等学校等において3年以上(専攻科において2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得し、介護福祉士試験に合格した者(平成26年3月31日までに特別高等学校に入学した者は、卒業後に九月以上の実務経験をj経ることとする)(注3)</p> <p>(注1)平成28年度から国家試験が義務付けとなつていたが、施行延期が行われる予定であり、以下の見直しを内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案が現在国会に提出されている。 ※平成29年度から養成施設卒業者が国家試験を受験するものとし、養成施設と学生が円滑に対応できるよう、5年をかけて漸進的な導入を図り、平成34年度から完全実施することとする。</p> <p>(注2)平成28年度以降は、実務者養成施設等で6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することとする。</p> <p>(注3)平成28年度から平成30年度においても、特別高等学校への入学を認め、卒業後に9月以上の実務経験をj経たうjで受験を可能とする法案が現在国会に提出されている。</p>	<p>(社会福祉士国家試験受験資格の取得要件)</p> <p><b>【指定科目の履修】</b> ○大学(短期大学を除く。以下同じ。)において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者</p> <p><b>【短期養成施設】</b> ○大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であつて、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○社会福祉士主事養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司並びに老人福祉指導主事であつた期間が4年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p> <p><b>【一般養成施設】</b> ○大学を卒業した者等であつて、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)を卒業した者等であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p>	<p>(精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件)</p> <p><b>【指定科目の履修】</b> ○大学(短期大学を除く。以下同じ。)において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者</p> <p><b>【短期養成施設】</b> ○大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p> <p><b>【長期養成施設】</b> ○大学を卒業した者等であつて、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学(修業年限が3年であるもの)を卒業した者等であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者 ○指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</p>
養成施設の種別	<p>大学 短大 専修学校 高校専攻科 高校本科</p> <p>課程修了により資格取得(試験なし)</p>	<p>大学 短大 専修学校 その他の養成施設</p>	<p>大学 短大 専修学校 その他の養成施設</p>
養成施設数	<p>合計:378施設 (高校本科除く)</p> <p>大学, 61 短大, 75 専修学校, 240</p>	<p>指定科目を置く大学等: 366校</p> <p>大学, 225 短大, 29 専修学校, 112</p> <p>一般養成施設: 62施設</p> <p>大学, 1 短大, 1 専修学校, 55</p> <p>短期養成施設: 11専門学校</p>	<p>指定科目を置く大学等: 184校</p> <p>大学, 152 短大, 1 専修学校, 31</p> <p>一般養成施設: 55施設</p> <p>大学, 1 専修学校, 54</p> <p>短期養成施設: 82施設</p> <p>大学, 25 専修学校, 25</p>
養成施設ごとの資格取得者数	<p>平成26年度の入学者総数: 10,453人 (高校本科除く)</p> <p>大学, 1,254 短大, 2,040 専修学校, 7,129</p> <p>平成26年度介護福祉士試験における福祉系高校(専攻科含む)からの合格者数: 3,234人</p>	<p>平成26年度の合格者総数: 12,181人 福祉系大学等ルート</p> <p>大学, 6,846 短大, 94 専修学校, 317</p> <p>一般・短期養成施設ルート</p> <p>大学, 217 短大, 144 専修学校, 3,700</p>	<p>平成26年度の合格者総数: 4,402人 保健福祉系大学等ルート</p> <p>大学, 1,670 短大, 129 専修学校, 129</p> <p>一般・短期養成施設ルート</p> <p>大学, 225 専修学校, 2,378</p>

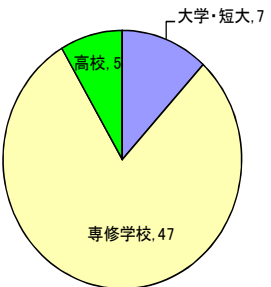
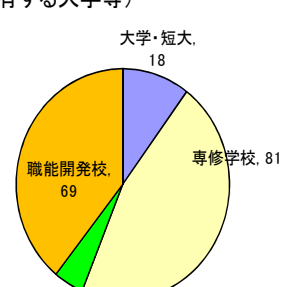
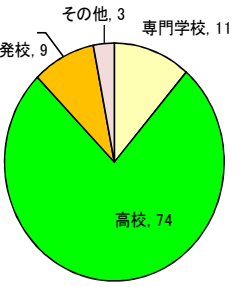
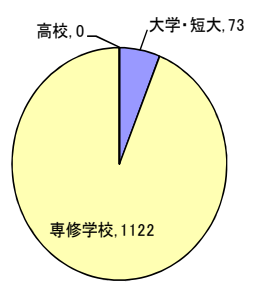
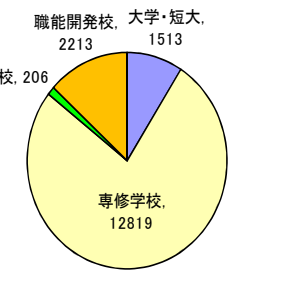
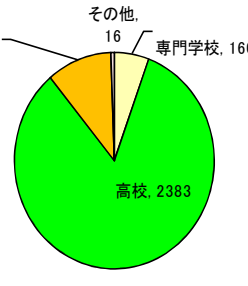
4) 教育系、家政系

	保育士	幼稚園教諭 二種	管理栄養士	栄養士																																
資格の取得要件	<p>○厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者</p> <p>○保育士試験に合格した者 ※保育士試験の受験資格は、原則として次のいずれかに該当すること。</p> <p>①短大卒業又は同等以上 ②高校卒業後に児童福祉施設での実務経験2年以上 ③中学卒業後に児童福祉施設での実務経験5年以上 ④都道府県知事による受験資格認定：実務経験5年以上(高校卒業者は2年以上)、対象施設は家庭的保育や認可外保育施設等</p> <p>※なお、幼稚園教諭免許保持者については筆記試験2科目と実技試験が免除。</p>	<p>○短期大学士の学位を有し、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○指定教員養成機関を卒業し、又は短期大学士と同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた場合であって、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○3年以上の実務経験等の条件を満たした保育士で、幼稚園教諭資格認定試験に合格した者</p>	<p>(管理栄養士国家試験受験資格の取得要件) 栄養士であって以下のいずれかに該当するもの</p> <p>○修業年限が4年である養成施設であって、学校(専修学校及び各種学校を含む)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業した者</p> <p>○修業年限が2年、3年又は4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年、2年又は1年以上(在学+実務が5年以上)栄養の指導に従事した者</p>	<p>○厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者</p>																																
養成施設の種類	大学 短大 専修学校 その他養成施設	大学 短大 専修学校	大学 専修学校	大学 短大 専修学校																																
養成施設数	<p>合計：530施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>210</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>220</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>97</td></tr> <tr><td>その他の施設</td><td>3</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	210	短期大学	220	専修学校	97	その他の施設	3	<p>合計：483施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学(1種・2種)</td><td>241</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>214</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>28</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学(1種・2種)	241	短期大学	214	専修学校	28	<p>合計：135施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>128</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>7</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	128	専修学校	7	<p>合計：164施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>18</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>108</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>38</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	18	短期大学	108	専修学校	38
施設の種類	数																																			
大学	210																																			
短期大学	220																																			
専修学校	97																																			
その他の施設	3																																			
施設の種類	数																																			
大学(1種・2種)	241																																			
短期大学	214																																			
専修学校	28																																			
施設の種類	数																																			
大学	128																																			
専修学校	7																																			
施設の種類	数																																			
大学	18																																			
短期大学	108																																			
専修学校	38																																			
養成施設ごとの資格取得者数等	<p>平成25年度の資格取得者数：39,456人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>10,878</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>24,033</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>4,494</td></tr> <tr><td>その他の施設</td><td>51</td></tr> </table> <p>(参考)平成25年度の保育士試験合格者数：8,905人</p>	施設の種類	数	大学	10,878	短期大学	24,033	専修学校	4,494	その他の施設	51	<p>平成26年3月卒の資格取得者総数：27,243人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学(2種)</td><td>342</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>24,731</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>2,170</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学(2種)	342	短期大学	24,731	専修学校	2,170	<p>・平成26年度の国家資格合格者数：11,068人</p> <p>・平成26年の免許交付数：10,216人</p>	<p>・平成26年度の入学定員：11,620人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>1,060</td></tr> <tr><td>短期大学</td><td>7,560</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>3,000</td></tr> </table> <p>・平成25年度の免許交付数：18,567人</p>	施設の種類	数	大学	1,060	短期大学	7,560	専修学校	3,000						
施設の種類	数																																			
大学	10,878																																			
短期大学	24,033																																			
専修学校	4,494																																			
その他の施設	51																																			
施設の種類	数																																			
大学(2種)	342																																			
短期大学	24,731																																			
専修学校	2,170																																			
施設の種類	数																																			
大学	1,060																																			
短期大学	7,560																																			
専修学校	3,000																																			

5) 理美容・調理

	理容師	美容師	調理師
資格の取得要件	<p>(理容師国家試験受験資格の取得要件)                      ○高校を卒業した者等であつて、理容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>(美容師国家試験受験資格の取得要件)                      ○高校を卒業した者等であつて、美容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>○学校教育法57条に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの                      ○高校を卒業した者等であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの</p>
養成施設の種類	大学 専修学校 高校別科 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 高校別科 その他の養成施設	短大 専修学校 高校 その他養成施設
養成施設数	合計:108施設 	合計:265施設 	合計:274施設 
養成施設ごとの合格者数等	平成26年の合格者総数:1,605人 	平成26年の合格者総数:19,524人 	平成27年の入学定員:27,707人 

6)工業系

	自動車整備士(1級)	自動車整備士(2級)	自動車整備士(3級)																												
技能検定の受験資格の取得要件	<p>○2級の技能検定に合格した者であつて、一種養成施設の1級の課程を修了したもの 等</p> <p>(養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)</p>	<p>○一種養成施設の2級の課程を修了した者</p> <p>○自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の2級の課程を修めて卒業した者 等</p> <p>(養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)</p>	<p>○一種養成施設の3級の課程を修了した者 等</p> <p>(養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)</p>																												
養成施設の種類	<p>大学・短期大学 専修学校</p>	<p>大学・短期大学 専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設</p>	<p>専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設</p>																												
養成施設数	<p>合計：59 施設(一種養成施設)</p>  <table border="1"> <caption>養成施設数 (Level 1)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>47</td></tr> <tr><td>大学・短大</td><td>7</td></tr> <tr><td>高校</td><td>5</td></tr> </table>	施設種類	数	専修学校	47	大学・短大	7	高校	5	<p>合計：176 施設(一種養成施設及び国土交通大臣が定める学科を有する大学等)</p>  <table border="1"> <caption>養成施設数 (Level 2)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>81</td></tr> <tr><td>職能開発校</td><td>69</td></tr> <tr><td>大学・短大</td><td>18</td></tr> <tr><td>高校</td><td>8</td></tr> </table>	施設種類	数	専修学校	81	職能開発校	69	大学・短大	18	高校	8	<p>合計：97 施設(一種養成施設)</p>  <table border="1"> <caption>養成施設数 (Level 3)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>高校</td><td>74</td></tr> <tr><td>専門学校</td><td>11</td></tr> <tr><td>職能開発校</td><td>9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td></tr> </table>	施設種類	数	高校	74	専門学校	11	職能開発校	9	その他	3
施設種類	数																														
専修学校	47																														
大学・短大	7																														
高校	5																														
施設種類	数																														
専修学校	81																														
職能開発校	69																														
大学・短大	18																														
高校	8																														
施設種類	数																														
高校	74																														
専門学校	11																														
職能開発校	9																														
その他	3																														
養成施設ごとの学科試験合格者数	<p>平成25年度の学科試験合格者総数：1,195 人</p>  <table border="1"> <caption>養成施設ごとの学科試験合格者数 (Level 1)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>合格者数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>1,122</td></tr> <tr><td>大学・短大</td><td>73</td></tr> <tr><td>高校</td><td>0</td></tr> </table>	施設種類	合格者数	専修学校	1,122	大学・短大	73	高校	0	<p>平成25年度の学科試験合格者総数：16,751 人</p>  <table border="1"> <caption>養成施設ごとの学科試験合格者数 (Level 2)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>合格者数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>12,819</td></tr> <tr><td>職能開発校</td><td>2,213</td></tr> <tr><td>大学・短大</td><td>1,513</td></tr> <tr><td>高校</td><td>206</td></tr> </table>	施設種類	合格者数	専修学校	12,819	職能開発校	2,213	大学・短大	1,513	高校	206	<p>平成25年度の学科試験合格者総数：2,860 人</p>  <table border="1"> <caption>養成施設ごとの学科試験合格者数 (Level 3)</caption> <tr><th>施設種類</th><th>合格者数</th></tr> <tr><td>高校</td><td>2,383</td></tr> <tr><td>専門学校</td><td>160</td></tr> <tr><td>職能開発校</td><td>301</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16</td></tr> </table>	施設種類	合格者数	高校	2,383	専門学校	160	職能開発校	301	その他	16
施設種類	合格者数																														
専修学校	1,122																														
大学・短大	73																														
高校	0																														
施設種類	合格者数																														
専修学校	12,819																														
職能開発校	2,213																														
大学・短大	1,513																														
高校	206																														
施設種類	合格者数																														
高校	2,383																														
専門学校	160																														
職能開発校	301																														
その他	16																														

# 各学校種における設置基準等の比較

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
目的	学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと。	学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること。	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること。	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること。	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。 ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 ③教育を受ける者が常時40人以上であること。	職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの
	目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。					目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	—
修業年限	・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合) (法科大学院は3年、教職大学院は2年)  ※教育上の必要があると認められるときは特例がある。	(修士課程) ・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、主として実務経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要ある場合)  (博士課程) ・5年または3年の期間(後者は、教育研究上の必要がある場合)  ※教育研究上の必要があると認められるときは特例がある。	・4年 (医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程は6年)	・2年または3年	・5年 (商船に関する学科は5年6ヶ月)	・1年以上	・2年以上
学位・称号	【学位】 修士(専門職)等	【学位】 修士又は博士	【学位】 学士	【学位】 短期大学士	【称号】 準学士	【称号】 ・専門士：2年以上、1,700時間以上等 ・高度専門士：4年以上、3,400時間以上等	
教育課程	・体系的に教育課程を編成するものとする ・事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮	・体系的に教育課程を編成するものとする ・高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、基礎的素養を涵養するよう適切に配慮	・体系的に教育課程を編成するものとする ・専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮		・体系的に教育課程を編成するものとする	・高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度においてふさわしい授業科目を開設 ・豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮	・教育課程編成委員会(専攻分野に関する企業の役職員等による組織)を設置して教育課程を編成 ・企業等と連携した実習・演習等を実施

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
単位	大学設置基準の規程を準用。	大学設置基準の規程を準用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</li> <li>単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて大学が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-講義及び演習: 15~30時間</li> <li>-実験、実習及び実技: 30~45時間</li> </ul> (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間) <ul style="list-style-type: none"> <li>-一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学が定める時間。</li> </ul> </li> <li>卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。</li> <li>単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて短期大学が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-講義及び演習: 15~30時間</li> <li>-実験、実習及び実技: 30~45時間</li> </ul> (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間。)</li> <li>一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、短期大学が定める時間。</li> <li>卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、標準50分とする。)の履修を1単位として計算するものとする。</li> <li>前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて高等専門学校が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-講義及び演習: 15~30時間</li> <li>-実験、実習及び実技: 30~45時間</li> </ul> </li> <li>一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、高等専門学校が定める時間。</li> <li>卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。</li> <li>専門課程における授業科目について単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて専修学校が定める時間の授業を1単位とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-講義及び演習: 15~30時間</li> <li>-実験、実習及び実技: 30~45時間</li> </ul> (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間。)</li> <li>一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、専修学校が定める時間。</li> <li>卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</li> </ul> <p>※時間制による学科における各授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、単位制の場合と同様に、45時間の学修を1単位とすることを標準としている。</p>	



	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員組織	<p>[教員組織] ・専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。</p>	<p>[教員組織] ・大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p>	<p>[教員組織] ・大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>[授業科目の担当] ・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる</p>	<p>[教員組織] ・短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>[授業科目の担当] ・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる</p>	<p>[教員組織] ・高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。</p> <p>・専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。</p> <p>・高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>※ 一学級の学生の数は、四十人を標準とする。</p>	<p>[教育上の基本組織] ・専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。</p> <p>・課程の目的に応じた分野の区分ごとに基本組織を置く</p> <p>・基本組織には教育上必要な教員組織その他を備えなければならない</p> <p>・必置教員数の半数以上は、専任の教員でなければならない。</p> <p>※ 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。</p>	

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員資格 (主なもの)	<p>大学設置基準の教授等の資格要件に加え、研究指導教員の資格要件は以下の通り。</p> <p>【教員】 専門職大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>	<p>大学設置基準の教授等の資格要件に加え、研究指導教員の資格要件は以下の通り。</p> <p>【教員】 大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 二 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実務的な技術の修得を主とする分野にあつては実務的な技術に秀でていと認められる者 五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業績を有する者 三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p>	<p>【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>	



	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員数 (注1) (収容定員200人のケース) (注2)	13人(人文社会科学系) ～19人(自然科学系)以上 ※医学、歯学は除く。 専任教員の数を合計した数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(法科大学院はおおむね2割以上、教職大学院はおおむね4割以上)	15人(文学、教育学・保育学関係) ～22人(理学、工学関係) ※修士課程 ※医学、歯学、獣医学、薬学は除く。	17人(文学、教育学・保育学関係:うち3人は兼任可) ～ 21人(理学、工学、農学関係等:うち1人は兼任可)以上 ※医学、歯学、獣医学、薬学の一部は除く。	8人(文学、家政関係)～11人(教育学、保育学、体育関係等)以上	18人以上 (一般科目担当10人、専門科目担当8人)	6人以上	
校地 (収容定員200人のケース)		大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。	2,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	校舎等を保有するに必要な面積の校地	
校舎 (収容定員200人のケース) (注2)	専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる校地・校舎	※特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。	2,644㎡～5,289㎡以上 ※医学、歯学は除く。 ※体育館、講堂、附属施設等の面積を含まない。	1,900㎡～2,500㎡以上 ※講堂、附属施設等の面積を含まない。	3,306㎡以上	600㎡(商業実務、服飾・家政、文化・教養)～740㎡(工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉)以上	
運動場、 図書館、 研究室、 保健室等の 設備	△  (専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする)	△  (大学院には、教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。また、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるとともに、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。)		○		△  (専修学校は、校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならないとともに、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。また、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。)	

(注1)教員数は専任教員の数を示す。ただし専修学校は、半数以上が専任教員。  
(注2)短期大学については、入学定員100人のケース。高等専門学校については、入学定員40人のケース。

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
自己評価・ 第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価(義務)</li> <li>・認証評価(機関別)(義務)</li> <li>・認証評価(分野別)(義務)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価(義務)</li> <li>・認証評価(機関別)(義務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価(義務)</li> <li>・学校関係者評価(努力義務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等が参加する学校関係者評価も義務。</li> </ul>
所轄庁	文部科学大臣					都道府県知事(国公立を除く)	(文部科学大臣認定)
学校数	122校	623校	781校	352校	57校	2,814校	673校
設置認可	文部科学大臣による設置認可					都道府県知事による設置認可 (国公立を除く)	文部科学大臣認定
設置者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・学校法人</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・経営に必要な経済的基礎を有すること</li> <li>・設置者(法人の場合は経営担当役員)が経営に必要な知識又は経験を有すること</li> <li>・設置者が社会的信望を有すること</li> </ul>	

# 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額:1,679百万円)  
平成27年度予算額:1,567百万円

(背景)

【「日本再興戦略」-JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)】

- 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~
- 雇用制度改革・人材力の強化
  - 若者・高齢者等の活躍促進 ○若者の活躍促進
    - 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定)】

- 日本産業再興プラン
  - 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進) iii) サービス産業の生産性向上
    - サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人や生徒・学生に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

## 産学官コンソーシアム(分野別)

企業・業界団体等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有し、各職域プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。



【成長分野の例】

「環境・エネルギー」「食・農林水産」「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」  
「観光」「IT」「社会基盤」「工業」「経営基盤強化」等

## 職域プロジェクト

## 全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

産学官コンソーシアムの方針等を踏まえ、各分野・職域の全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証。

- 環境・エネルギー分野…「建築・土木・設備」「自動車整備」
- 食・農林水産分野…「6次産業化プロデューサー」「アグリビジネス」
- 医療・福祉・健康分野…「介護」「看護」「保育」「食・栄養」
- クリエイティブ分野…「ファッション」「美容」「アニメ人材」
- 観光分野…「インバウンド」「ツアープランナー」
- IT分野…「クラウド」「情報セキュリティ」「スマホ・アプリ」
- 社会基盤分野…「次世代国内インフラ」「インフラ海外展開」
- 工業分野…「防災都市工学」
- 経営基盤強化分野…「企業会計」「記録情報管理」等

## 地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

開発した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域の専修学校・大学等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実証。

## 特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証

後期中等教育段階から高等教育や職業へ継続性のある教育カリキュラムの開発・実証により、円滑な移行を促進。  
・後期中等教育段階と高等教育段階の連携による実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証  
・発達障害のある生徒等、特別に配慮が必要な生徒・学生が学ぶための教育カリキュラム等の開発・実証

中核的専門人材や高度人材の養成、社会人等の学び直しを全国的に推進

# 成長分野等における中核的専門人材養成-人材のイメージ（例）

産業界等のニーズを的確に捉え、個人の学習成果が社会での実践で生かせるような学習システムの構築を目指し、産学官が協働し、下のような分野においてモデルカリキュラムの開発等を実施。

## 環境・エネルギー

- 多岐に渡る環境・エネルギー分野の知識・技術・システム等を活用・応用し、効果的かつ経済的に省エネ・温室効果ガス排出削減を実現できるコーディネート力を備えた専門人材（建築・土木、電気・電子、情報通信、自動車等、各産業分野における環境・エネルギーへの取組をプランニングあるいはプロデュースできる専門人材）

## クリエイティブ(ファッション)

- テキスタイル（織物）開発から、アパレル商品開発まで一貫したクリエイションができる総合プロデュース力を持つ専門人材
- 企画デザイン、パターン・縫製技術に加え、グローバル化に対応した新たな戦略構築や、海外市場に対して積極的に活動の領域を広げていくことができる専門人材

## 医療・福祉・健康(介護等)

- 介護現場において、医療施設等との連携を行う能力や、医療的ケア・認知症ケア・ターミナルケア（終末期看護）などの高度で複雑な専門知識を備えた専門人材
- 介護現場で求められる知識・技術に加え、事業運営に必要な介護保険制度や介護報酬の仕組み、保険請求の方法、介護事務所における経理の知識を兼ね備えたマネジメントスキルを身につけた専門人材

## 観光

- 地域の自然・文化・産業、関連法令等の知識を備え、地域の観光資源を活かしたサービスを総合的に提供できる専門人材（コンシェルジュ）
- 訪日外国人旅行者に対応し、高品位・高品質なサービスを提供することができるホテルマン・コンシェルジュ

## 食・農林水産

- フードサービス産業における商品開発力をはじめとした多様なスキルとアグリビジネスとのビジネス連携力等を持つ高度フードビジネス人材
- 地場産物に付加価値をつけ、生産から加工、流通、販売、ビジネス創出まで見渡せるビジネス人材
- 効果的に動物病院マネジメント（及びペットショップマネジメント）が行えるマネジメント能力を有する専門人材

## IT(クラウド、ゲーム・CG、携帯・スマホ、自動車組み込み)

- クラウド分野など、ITの各分野において、次代を担う高度な知識・技術・技能を備え、それらを応用して、システム提案や構築ができる専門人材
- IT技術力（プログラミング・システム開発等）を基礎とした上で、情報セキュリティに関して実践的なスキルを備える専門人材

## 社会基盤整備

- 社会インフラの再整備や既存インフラの老朽化対応等の需要に対応できる、BIM・CIMなど最新の建築IT技術に対応した建築・土木の専門人材や、建築・土木の現場を統括できる専門人材

## 経営基盤(リスクマネジメント)

- 中小企業内部における経理財務の責任者として、専門的な知識等を有し、組織内部のマネジメント及び、金融機関・税理士等外部関係者との折衝を行う人材
- 中小企業が抱える記録情報管理の基盤強化のため、リスク管理やリスクマネジメントの実務に携わる専門人材

# 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 「ゲーム・CG」分野取組事例

“ゲーム・CG分野”は日本が世界に誇るコンテンツ産業を下支えする多様な人材を地域において育成するため、必要となる知識・技術を習得するためのモデルカリキュラム等を開発。

## 産学官コンソーシアム

### 「ゲーム・CG」 コンソーシアム

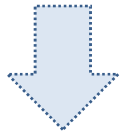


- 今後必要とされる専門人材の業界ニーズ把握
- そのために必要な具体的なスキル等の設定・共有
- 分野内での連携・共有

## 職域プロジェクト(全国版)

### 「ゲーム教育カリキュラム開発・導入」 プロジェクト ※H25まで実施

- 全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証
- 教材の作成
- 実証講座の実施



## 職域プロジェクト(地域版)

### 「東京版学び直しプログラム開発実証」 プロジェクト



- 全国版カリキュラム・教材の活用・カスタマイズ
- 地域別のニーズ・課題に対応した講座の実証

#### 【教育機関等】

◎早稲田文理専門学校、新潟コンピュータ専門学校、ECCコンピュータ専門学校、国際理工情報デザイン専門学校、太田情報商科専門学校、名古屋工学院専門学校、東北電子専門学校、専門学校静岡電子カレッジ、船橋情報ビジネス専門学校、日本電子専門学校、九州大学大学院、北海道科学大学、など

#### 【企業・業界団体等】

日本マイクロソフト(株)、(株)バンダイナムコスタジオ、(株)カプコン、グリー(株)、(株)フロム・ソフトウェア、(株)スマイルブーム、(株)ヘキサドライブ、(株)トライクレッシェンド、ツェナネットワークス(株)、(株)ランド・ボー、(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント、日本クリエイター育成協会 など

**「ゲーム・CG」分野全体における今後必要となる専門人材像を設定し、横断的課題の抽出や人材養成に必要な知識・技術等を検討。また、産学連携イベントの開催や教員研修の実施 等**

#### 【教育機関等】

◎新潟コンピュータ専門学校、ECCコンピュータ専門学校、太田情報商科専門学校、名古屋工学院専門学校、総合電子専門学校、国際情報工科大学校、東北電子専門学校、専門学校静岡電子カレッジ、日本電子専門学校、千葉情報経理専門学校、宮崎情報ビジネス専門学校、九州大学大学院、など

#### 【企業・業界団体等】

日本マイクロソフト(株)、(株)バンダイナムコスタジオ、(株)カプコン、グリー(株)、(株)ディー・エヌ・エー、(株)フロム・ソフトウェア、(株)スマイルブーム、(株)ボーンデジタル、(株)トライクレッシェンド、ツェナネットワーク(株)、(株)ランド・ボー、(株)fuzz、(株)スタジオフェイク、モリパワー(株)、など

**日本型ゲームの開発者育成のためモデルカリキュラムの作成、教材の開発、実証講座の実施、教員研修の実施 等**

**早稲田文理専門学校、(株)カプコン、日本クリエイター育成協会等が協働し、社会人の学び直しに対応するため、モデルカリキュラムをユニット化し、地域人材の育成のための短期プログラムを開発・実証を実施 等**

開発したカリキュラム等は公開し、全国の専門学校・大学等において、

**①学校の正規カリキュラムへの導入 ②企業研修や社会人等の短期講座の開設 などに活用**





# 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 「観光」分野取組事例

日本再興戦略等における訪日外国人の受入れ拡大政策や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを踏まえ、今後、確実に人材需要が高まることが予想される「観光」分野において、必要となる知識・技術を習得するためのモデルカリキュラム等を開発。

【日本再興戦略(H26.6.24閣議決定)】 訪日外国人旅行者数 現状 1,036万人(2013年) → 目標(KPI) 3,000万人超(2030年)

## 産学官コンソーシアム

### 「観光」 コンソーシアム



- 今後必要とされる専門人材の業界ニーズ把握
- そのために必要な具体的なスキル等の設定・共有
- 分野内での連携・共有

#### 【教育機関等】

◎富山情報ビジネス専門学校、岡山情報ビジネス学院、国際外語・観光・エアライン専門学校、穴吹カレッジグループ、郡山情報ビジネス専門学校、横浜商科大学、成城大学、川村学園女子大学、関西国際大学、和歌山大学、別府溝部学園短期大学 など

#### 【企業・業界団体等】

日本ホテル(株)、ANAクラウンプラザホテル富山、(独)国際観光振興機構(JNTO)、(社)日本ホテル協会、(一社)日本旅行業協会(ANTA)、富山県観光・地域振興局、石川県教育委員会 など

**観光業界の人材ニーズの収集・分析、養成すべき専門人材の目標設定・共有。カリキュラムや教材の普及促進。各職域プロジェクトへの助言や進捗管理・評価情報発信 等**

## 職域プロジェクト(全国版)

### 「ホテルマン 育成」 プロジェクト

### 「ニューツー リズム」 プロジェクト

### 「観光プロ デューサー」 プロジェクト

- 全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証
- 教材の作成
- 実証講座の実施

#### 【教育機関等】

◎横浜商科大学、神戸夙川学院大学、長崎国際大学、神田外語学院、駿台トラベル&ホテル専門学校、全国高等学校観光教育研究協議会 など

#### 【企業・業界団体等】

(株)ジャパンインバウンドソリューションズ、(株)JTB総合研究所、(株)リアセック、(公財)横浜市観光コンベンションビューロー、(一財)日本ホテル教育センター など

**インバウンド観光・MICE人材要件(コンピテンシー特性)調査、先進的MICE都市等調査を踏まえ、インバウンド・着地型観光人材育成プログラムの開発・実証等**



## 職域プロジェクト(地域版)

### 「富山県版ホ テルマン」 プロジェクト

### 「おんせん県おおいた」 プロジェクト

- 全国版カリキュラム・教材の活用
- 地域別のニーズ・課題に対応した講座の実証

[業界全体のニーズ] アジアからのアクセスの良さを背景とした 訪日外国人旅行者数の拡大に対応した専門人材の養成

[地元産業のニーズ] 温泉地では「健康」「療養」などを目的とした滞在型の観光ニーズの高まりに対応した専門人材の養成



**別府溝部学園短期大学、大分大学、別府市、観光協会、中小企業団体、病院等が連携し、日本一の湧出量と源泉数を誇る別府地域の温泉資源と医療・健康との連携による“温泉コンシェルジュ”育成のためのカリキュラムを開発・実証**

開発したカリキュラム等は公開し、全国の専門学校・大学等において、

**①学校の正規カリキュラムへの導入 ②企業研修や社会人等の短期講座の開設 などに活用**



# 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 「社会基盤」分野取組事例

全国的なインフラメンテナンスの実施や、パッケージ型インフラの海外展開の積極的推進など、確実に人材需要が高まることが予想される「社会基盤」分野において、必要となる知識・技術を習得するためのモデルカリキュラム等を開発。

## 産学官コンソーシアム

### 「社会基盤」 コンソーシアム



- 今後必要とされる専門人材の業界ニーズ把握
- そのために必要な具体的なスキル等の設定・共有
- 分野内での連携・共有

## 職域プロジェクト(全国版)

### 「次世代国内インフラ・建設IT技術」プロジェクト

### 「パッケージ型インフラ海外展開」プロジェクト

- 全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証
- 教材の作成
- 実証講座の実施

## 職域プロジェクト(地域版)

### 「多摩地域 建設に係る地域版学び直しプログラム開発」プロジェクト



- 全国版カリキュラム・教材の活用・カスタマイズ
- 地域別のニーズ・課題に対応した講座の実証

#### 【教育機関等】

◎日本工学院八王子専門学校、中央工学校、専門学校東京テクニカルカレッジ、読売理工医療福祉専門学校  
東京大学大学院、首都大学東京、東京都市大学、金沢工業大学、東京工科大学、職業能力開発総合大学校、全国高等学校土木教育研究会、東日本建築教育研究会 など

#### 【企業・業界団体等】

東日本旅客鉄道(株)、(株)大林組、(株)オリエンタルコンサルタンツ、大成建設(株)、(株)熊谷組、(株)久米設計、東京都下水道サービス(株)、日揮(株)、高砂熱学工業(株)、(株)ヤマダ・エスバイエルホーム、(公社)土木学会、(株)イエイリ・ラボ、黒澤建築研究室、松浦技術士事務所、など

**「社会基盤」分野全体における今後必要となる専門人材像を設定し、人材養成に必要な知識・技術等をカリキュラムとして体系化 等**

#### 【教育機関等】

◎東京工科大学、日本工学院八王子専門学校、校日本工学院専門学校、日本工学院北海道専門学校、仙台工科専門学校、修成建設専門学校、中央工学校OSAKA、ものづくり大学、全国高等学校土木教育研究会 など



#### 【企業・業界団体等】

(株)大林組、(株)久米設計、(株)ヤマダ・エスバイエルホーム、セメダイン(株)、(株)菱友システムズ、(株)イエイリ・ラボ、オートデスク(株)、エアンドエー(株)、(公社)建設情報技術センター、(株)ビム・アーキテツク、(株)CADネットワークサービス、松浦技術士事務所、黒澤建築研究室 など

**国内において、今後確実に需要が拡大するインフラメンテナンスや建設IT (BIM・CIM:コンピュータを使用した設計手法)に関する知識・技術を修得するための科目(コマシラバス)、教材の開発、実証講座の実施 等**

**圏央道が開通した多摩地域において、八王子市、八王子商工会議所、南多摩建築業協会、地元建築事務所等と協働し、地元企業等の人材ニーズに対応したオーダーメイド型の「地域版学び直し教育プログラム」の開発、実証講座の実施 等**



開発したカリキュラム等は公開し、全国の専門学校・大学等において、

**①学校の正規カリキュラムへの導入 ②企業研修や社会人等の短期講座の開設 などに活用**



## 我が国の高等教育の将来像(平成17年中教審答申(抜粋))

### 第2章 新時代における高等教育の全体像

#### 3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

- ①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、
- ③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、
- ⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点、
- ⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあつて、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。



## これまでの中教審における議論

### 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年中教審答申(概要))

#### 【大学・短期大学】

##### (1) 現状

- 「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培う」(教育基本法第7条)のために、教養教育と専門教育があいまって全人的な発展の基礎を築くことを目的とし、高度専門職業人養成や幅広い職業人養成等に重要な役割。
- 進学率が55%を超え、学生の多様化、職業人養成の観点から求められる機能も多様化。学生の出口管理が厳しく求められる中、各大学・短期大学の機能別分化と養成する人材像の明確化、専門分野と職業とのかわりを踏まえた職業教育の質の確保が課題。
- 専門分野と職業とのかわりは、分野(工学、保健、家政、芸術等)によっては、結びつきが比較的強く、特に業務独占資格等の育成を行う課程においては指定規則等により教育内容が規定。一方、人文科学や社会科学等の分野では、結び付きは必ずしも強くない。
- 企業等と連携した実践的な教育の展開は、職業意識・能力の形成を目的とした教育は、9割が実施。一方、授業科目として位置付けられているインターンシップの体験者の割合は1割以下、実験・実習・演習は、単位数で2割以下。
- 生涯学習ニーズ等への対応については、高等教育修了後の継続的な教育訓練の需要は高いものの、その機会が限られているとの分析あり。
- 特に短期大学については、実学が重視され、実際の職業や実際の課題と深くつながった教育が展開されているが、資格等取得に必要な知識・技能の修得のみならず、教養教育の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地を備えた専門的知識・技能の修得が必要。

##### (2) 今後

- 重点を置く機能や養成する人材像・能力を明確し、職業教育の質の更なる向上を図ることが重要。
- 企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開を期待。企業等との対話により、養成する人材像・能力の明確化、教育内容や人材交流の在り方等を検討等。
- 履修証明制度による教育プログラムの提供や、社会人の学習ニーズに応じた大学院の設置など、生涯学習ニーズにこたえていくことも重要な役割。

## これまでの中教審における議論

### 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年中教審答申(概要))

#### 【高等専門学校】

##### (1) 現状

- 「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」(学校教育法第115条)を目的。中学校卒業段階という早期からの5年一貫の体験重視型の専門教育を特色とし、応用力に富んだ実践的・創造的技術者の育成を行っている」と評価。
- 現在、56の高等専門学校に、卒業後更に2年間の教育を行う専攻科が設置されており、計7年間の専門教育を受けることができる専攻科には、本科の卒業生の約18%が進学。
- また、近年、技術の進歩を背景に、本科から専攻科への進学や大学への編入学、専攻科修了者の大学院への進学が増加。
- さらに、現在、本科卒業後、大学評価・学位授与機構が認定した専攻科において所定の単位を修得した者で、大学評価・学位授与機構の審査を経て合格と判定された者に学士の学位が授与。
- 「高等専門学校教育の充実について―ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して―」(平成20年中教審答申)では、高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まりなど、経済・社会の環境の変化に対応した教育の展開の必要性等を提言。

##### (2) 今後

- 5年一貫の本科を基本としつつ、地域における産業界等との連携による先導的な職業教育の取組の促進等、教育内容・教育方法の充実や、地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等のための教育組織の充実等が求められる。
- 高等専門学校に期待されている人材養成機能に即した専攻科の整備・充実を進め、地域や産業のニーズを踏まえ、その教育の一層の高度化を推進していくことが望まれる。また、高等専門学校における職業教育の高度化に対する様々なニーズに対応するため、専攻科の位置付けの明確化を図るとともに、大学院との接続の円滑化について、課題の整理と具体的な方策を検討することが必要。
- 学生の能力をよりの確に把握し、専攻科における学生の主体的な学習活動を一層充実させる観点から、専攻科における学修の成果に基づいて円滑な学位の審査と授与が行われるよう、運用の改善を図ることが必要。

## これまでの中教審における議論

### 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年中教審答申(概要))

#### 【専門学校】

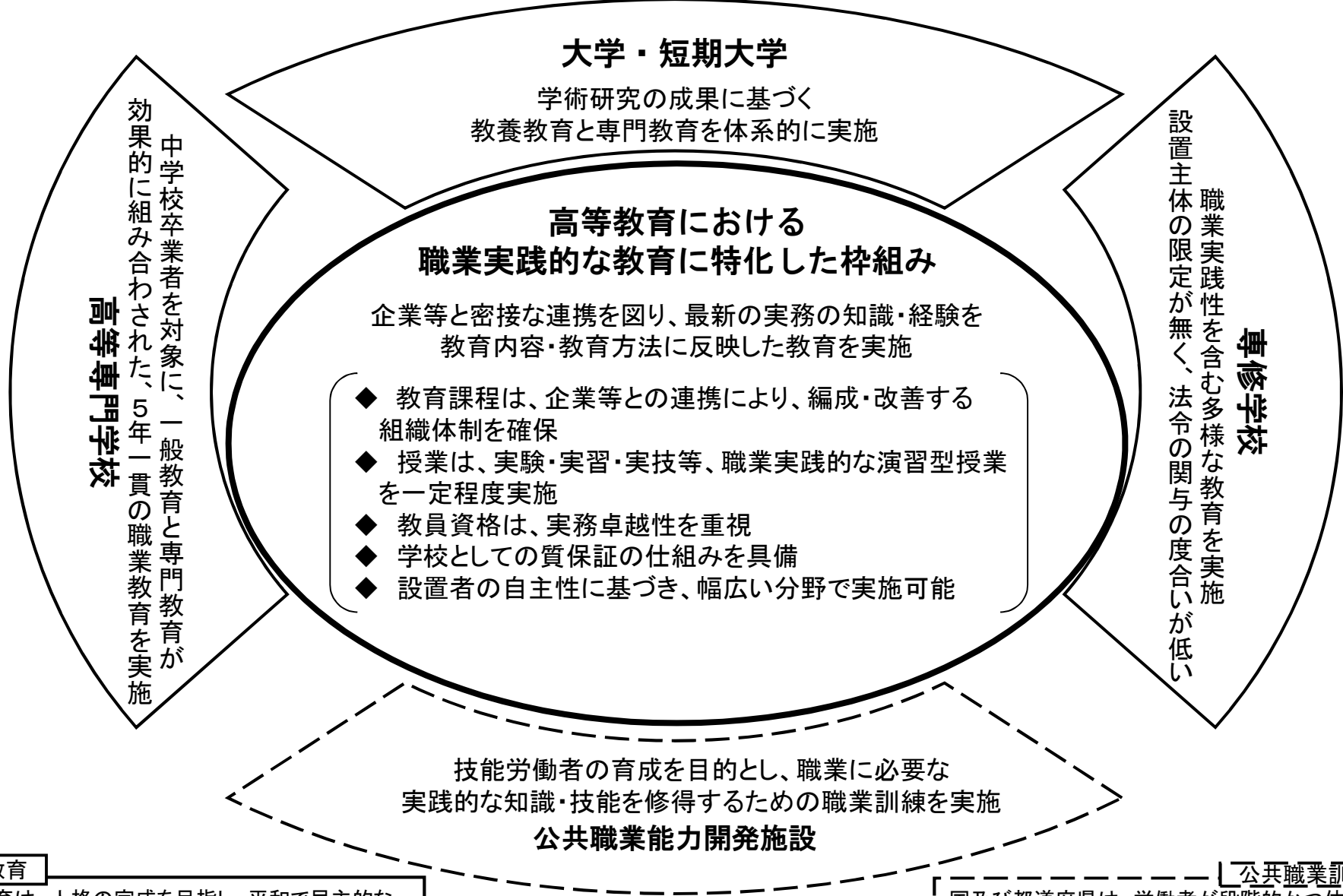
##### (1) 現状

- 「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」(学校教育法第124条)を目的としており、柔軟な制度的特性をいかしつつ、社会的要請に弾力的にこたえて多様な職業教育を展開し、实际的な知識や技能を育成。
- 専門学校には、現在、高等学校卒業者の約2割が進学し、企業等と密に連携した教育課程の編成や、企業等における実習等を重視した教育内容等、職業と関連した実践的な知識・技能の修得を重視した教育を実施。教員も、約半数が10年以上の実務経験を有するなど、実務知識・経験を重視。
- 専門学校の卒業生は、専門の職業教育を受けていることや必要な資格を持っていることなど、その専門性が採用時に評価。

##### (2) 今後

- 問題解決力、応用力等を求める企業等の声にどのようにこたえるかが課題。
- 企業内教育・訓練の変化や、職業人に求められる知識・技能の高度化、産業構造の変化等の中で職業・業種の変更を迫られるケースの増加等に伴い、就業者の職業能力の向上や離職者の学び直しなど、社会人の学習ニーズに対する積極的な対応が一層必要。
- 経済・社会の変化を受けた新たな人材需要等にも柔軟に対応していくよう、例えば、業界団体との連携による教育プログラムの開発等における先導的な取組を支援・推進していくことなどが重要。
- 質の改善・充実を図ることは特に重要であり、複数校の連携によるファカルティ・ディベロップメントや企業等との連携による教員の資質向上等の取組を行う組織体制の整備など、質の向上に向けた専門学校自身による自主的な取組を支援・促進していくことが必要。また、教育活動の評価への取組を促進するよう、評価の仕組みの整備等を進めること等が必要。
- 柔軟な制度的特性や制度上の位置付けとあいまって、例えば、激甚災害時における財政援助等について他の学校と異なる取扱いをされているとの指摘があるため、このような取扱いに関し、それぞれの制度を個別に精査した上で改善を図る必要性について検討が必要。

## 高等教育における「職業実践的な教育に特化した枠組み」と他の教育・職業訓練機関との特徴比較(イメージ)



### 教育

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。(教育基本法第1条)

### 公共職業訓練

国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、…職業訓練を行うものとする。(職業能力開発促進法第15条の6)